

「自転車を安全に利用するため」 ～夕暮れ時の安全確保と自転車運転者講習の施行～

北海道教育委員会

自転車は、手軽な乗り物として、子供からお年寄りまで幅広く利用されていますが、交通ルールやマナーを無視した運転により、事故が急増しています。

悲惨な交通事故に遭わないため、そして、交通事故を起こさないためにも、自転車に乗る時には、他人をいたわる気持ちをもつことが大切です。また、交通ルールに従うことが交通事故から自分の身を守ることや、まわりの方々の安全を守ることにつながります。

そのためには、自転車安全利用五則について理解し、交通安全に努めましょう。

【自転車安全利用五則】

- | | |
|---------------------|---------------|
| 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外 | 4 安全ルールを守る |
| 2 車道は左側を通行 | 5 子供はヘルメットを着用 |
| 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 | |

I 日没が早くなるこれからの時期には、交通事故が増加します！交通事故の防止に努めましょう！！

道内の交通事故は、例年、4月、5月から、ピークとなる冬に向けて徐々に増加していく傾向が見られます。特に、日没が早くなり、歩行者などが見づらくなるこれからの時期は注意が必要です。

平成26年度中の自転車利用者の交通事故の実態 (北海道警察集計資料より)

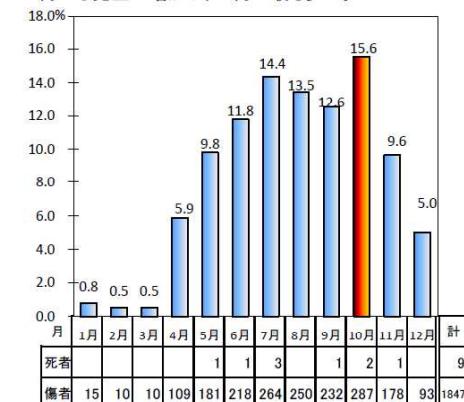
□ 夕方は早めに ライトを点灯しましょう。

ライトは前方を照らすほかに、自分の存在を他の車や歩行者に知らせる重要な役割を果たしています。



【月別】

4月から発生が増加し、10月に最も多い。



【時間別】

朝(8~10時)と夕(16~18時)に多い。



□ 自転車や衣服に反射材を付けて目立つ工夫をしましょう。

自転車にスパークリフレクターなどの反射材の装着や、反射材用品等を身に付けましょう。

Ⅱ 自転車も車両です！一人一人が交通ルールを守りましょう！！

道路交通法上では、自転車も車やバイクと同じ「車両」です。自転車を運転していて交通事故を起こし、歩行者に危害を加えるなどすれば、社会的責任が問われることがあります。

平成27年6月1日から

改正道路交通法の施行に伴い、自転車運転中に危険なルール違反を繰り返すと、自転車運転者講習を受けることになりました。次のような「危険行為」を3年以内に2回以上繰り返すと対象になります。

14歳以上の自転車利用者が対象となりますので、中学生、高校生も対象になります。

3年以内に2回以上繰り返すと…

□「自転車運転者講習」の受講対象となり、3時間の受講命令を受けます。(講習手数料:5,700円)

受講命令に従わなかった場合は、5万円以下の罰金となります。

※「自転車運転者講習とは…」自転車の運転による交通の危険を防止するための講習です。

【危険なルール違反（危険行為（14類型）】

① 信号無視

信号を無視して
自転車で通行す
る行為です。



② 通行禁止違反

「歩行者用道路」など、道路
標識等で自転車の通行が禁止
されている道路や場所（歩行者
天国等）を通行する行為です。

③ 通行区分違反

自転車の通行が認められてい
る歩行者用道路を通行する際、
歩行者に注意を払わずに徐行し
ない行為です。

④ 歩行者用道路における車 両の義務違反（徐行違反）

車道の右側、右側の路側帯や
自転車が通行できない歩道を通
行する行為です。

⑤ 路側帯通行時の歩行者の 通行妨害

自転車が通行できる路側帯で
歩行者の通行を妨げるような速度・
方法で通行する行為です。

⑥ 遮断踏切立入り

遮断機が閉じていたり、閉じよ
うとしていたり、警報器が鳴ってい
るときに踏切に立ち入る行為です。

⑦ 交差点安全進行義務違反等

信号のない交差点で左から来る車両や優先道路などを通行する車両等の進行妨害をする行為です。

⑧ 交差点優先車妨害

交差点で右折する時に、直進や左折をしようとする車両等の進行を妨害する行為です。

⑨ 環状交差点安全進行義務等違反

環状交差点(ロータリー)内の通行車両等の妨害や環状交差点(ロータリー)に入るときに徐行しないなどの行為です。

⑩ 指定場所一時不停止等

一時停止の標識に従わず通行する行為です。



⑪ 歩道通行時の通行方法違反

歩道の車道寄り部分や通行指定部分を徐行しなかったり、歩行者の妨害になる場合に一時停止しない等の行為です。

⑫ 制動距離（ブレーキ）不良自転車運転

ブレーキ装置が備えてなかったり、ブレーキの性能が不良な自転車で走行する行為です。

⑬ 酒酔い運転

酒酔いとは、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。

⑭ 安全運転義務違反

ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、かつ、他人に危害を及ぼすような速度や方法で自転車を運転する行為です。



携帯電話やスマートフォンを見ながらの運転、ヘッドフォンで音楽を聴きながらの運転、傘を差したままでの運転で事故を起こすと対象になる場合があります。

III 事故の防止に向けた備えが大切です！点検・整備を行いましょう！！

自転車で安全に走行するためには自転車の整備が必要です。

自転車も年1回、自転車安全整備士のいる自転車安全整備店で、自転車の点検・整備（有料）を受けることをお薦めします。整備には、傷害保険と賠償責任の保険（1年間有効）が付いています。その他、自転車事故に備えた自転車向け保険や傷害保険・レジャー保険等の加入の検討をお薦めします。



万が一に備えて自転車保険（賠償責任保険）への加入も考えましょう。

【参考】自転車保険（損害賠償保険）

自転車保険は、自転車乗車中の事故におけるけがの補償や相手にけがを負わせた場合の損害賠償に備えることができる保険です。ネット上でも比較サイトがありますので参考にしてください。

例) <http://www.jitensyahoken-ace.com/>

<http://self-bicycle-insurance.com/>

<https://www.hokende.com/static/bicycle/>

IV 体験的な活動や関係機関等との連携が大切です！交通安全に関する指導を工夫しましょう！！

学校では、道路交通法が改正されたことなどについて指導するほか、体験的な活動を取り入れたり、関係機関等と連携したりするなどした交通安全に関する指導を充実することが大切です。

【交通安全に関する指導の実施に当たってのポイント】

- ・実技や講話、危険箇所の調査など発達の段階に応じた体験的な活動の実施
- ・警察や交通安全協会等の関係機関、自転車販売店等と連携した指導の実施

□ 自転車通学の状況について

校種／項目	全面禁止している	許可制にしている	規制していない
小学校	64.0%	36.0%	0.0%
中学校	26.7%	73.3%	0.0%
高等学校	3.5%	96.5%	0.0%



□ 自転車に関する指導の状況について（複数回答）

校種／項目	実技を伴う指導を実施	運転に関する法規についての講話を実施	業者と連携した点検指導を実施	街頭指導を実施	ヘルメット着用の指導を実施
小学校	81.8%	67.5%	14.5%	23.2%	47.5%
中学校	25.3%	84.6%	19.5%	49.2%	15.2%
高等学校	13.2%	61.2%	11.0%	62.1%	

(平成27年度公立小中学校の学校安全に関する調査及び平成27年度公立高等学校の体育・保健・安全に関する調査より)